

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和7年3月7日（金） 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時44分

出席者 委 員 委員長 小 平 啓 佑

	小太刀 孝 之	小久保 かおる	松 本 喜 一
	梅 澤 米 満	天 谷 浩 明	小 堀 良 江
傍 聴 者	川 田 俊 介	雨 宮 茂 樹	森 戸 雅 孝
	浅 野 貴 之	大 浦 兼 政	針 谷 育 造
	古 沢 ちい子	大 谷 好 一	内 海 まさかず
	青 木 一 男	針 谷 正 夫	広 瀬 義 明
	氏 家 晃	福 富 善 明	福 田 裕 司
	中 島 克 訓	大阿久 岩 人	白 石 幹 男
	関 口 孫一郎		

事務局職員	事 務 局 長 森 下 義 浩	議 事 課 長 野 中 繭実子
	課 長 補 佐 佐 藤 優	主 事 斉 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	癸 生 川	亘
経 営 管 理 部 長	金 井 武	彦
地 域 振 興 部 長	佐 山 祥	一
危 機 管 理 監	狐 塚 光	紀
消 防 長	上 岡 健	司
監査委員事務局 併 選挙管理委員会事務局 長	田 嶋 律	子
総 合 政 策 課 長	押 山 好	孝
秘 書 課 長	五 十 畑	肇
広 報 課 長	渡 邊 浩	志
行 財 政 改 革 推 進 課 長	茅 原 洋	一
デ ジ タ ル 推 進 課 長	宇 津 野 薫	朗
危 機 管 理 課 長	潮 田 美	紀
総 務 人 事 課 長	奈 良 部 和	紀
総 務 人 事 課 主 幹	飯 塚 昭	浩
管 財 課 長	奈 良 部	満
財 政 課 長	熊 倉 宜	和
税 務 課 長	山 岸 良	郎
収 税 課 長	金 子 博	文
地 域 政 策 課 長	鈴 木 邦	彦
大平地域づくり推進課長	小 島	清
藤岡地域づくり推進課長	安 塚 欣	也
都賀地域づくり推進課長	島 田 和	行
西方地域づくり推進課長	安 達 博	美
岩舟地域づくり推進課長	黒 川 幸	咲
蔵 の 街 課 長	加 茂 浩	史
ス ポ ー ツ 課 長	佐 藤 正	実
渡 良 瀬 遊 水 地 課 長	海 老 沼 博	行
消 防 総 務 課 長	小 川 信	幸
警 防 課 長	中 村	聡
消 防 総 務 課 主 幹	荒 川 浩	明
選挙管理委員会事務局次長	佐 藤 啓	子

令和 7 年第 2 回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和 7 年 3 月 7 日 午前 9 時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第 1 4 号 市長の専決処分事項の承認について（令和 6 年度栃木市一般会計補正予算（第 9 号））
- 日程第 2 議案第 2 2 号 栃木市企業版ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2 3 号 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2 7 号 栃木市表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 8 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 9 号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 0 号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 1 号 栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3 2 号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 3 3 号 栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 3 4 号 栃木市税条例及び栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 3 5 号 栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 5 8 号 財産の取得の変更について（公共施設（1 0 施設）LED 照明器具）
- 日程第 1 4 議案第 1 5 号 令和 6 年度栃木市一般会計補正予算（第 1 0 号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（小平啓佑君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（小平啓佑君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（小平啓佑君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第14号 市長の専決処分事項の承認について（令和6年度栃木市一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

当局から説明を求めます。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） ただいまご上程いただきました、議案第14号 市長の専決処分事項の承認についてご説明いたします。

本件は、裁判に係る弁護士費用について一般会計補正予算を専決処分したため、その承認をいただくものであります。

別冊の専決処分書に添付しております第10次補正予算書の3ページをお開きください。令和6年度栃木市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ806億5,812万1,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるというものであります。

次に、4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。

なお、内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、6 ページをお開きください。第2表、債務負担行為（追加）であります。事項欄の令和6年（ワ）第259号損害賠償請求事件に関する訴訟事務委託につきましては、訴訟に関する事務を緊急に委託することが必要となり、完結するまで長期にわたる対応が想定されるため、事件が完結するまでの間を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次に、7 ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。7 ページが歳入、次の8 ページ、9 ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き歳入の部分について説明させていただきますので、10ページ、11ページをお開きください。

19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額330万円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源として基金から繰り入れるため、増額補正するものであります。

以上で歳入について説明を終了いたします。

引き続き歳出についてご説明いたしますので、12ページ、13ページをお開きください。2款1項14目体育費は、補正額330万円の増額であります。

説明欄のプロスポーツ連携事業につきましては、訴訟に関する事務を弁護士に委託するため、訴訟事件弁護士委託料を増額補正するものであります。

以上をもちまして、令和6年度栃木市一般会計補正予算（第9号）に関する専決処分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 説明ありがとうございます。訴訟における弁護士の名前というのは出せないのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 佐藤スポーツ課長。

○スポーツ課長（佐藤正実君） 今回委任いたします弁護士につきましては、野尻裕一弁護士に委任をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 野尻さんという弁護士は、そういう方面には結構明るいのでしょうか。せっかく330万円という予算をかけるのですから、しっかりとした、そういう担当でいろいろ分かっている方がいいと思うのですけれども、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 佐藤スポーツ課長。

○スポーツ課長（佐藤正実君） 野尻弁護士につきましては、東京都の弁護士でございまして、行政全般や行政法等に専門性を有しているような状況でありまして、紛争処理や行政機関に関する訴訟等に十分な見識を持つというような弁護士であるということから、委任をしている状況でございします。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ぜひ私たちも、職員からそういう説明をいただいた以上、期待していますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（小平啓佑君） ほかに質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。

この訴訟は、変な話、勝った負けたではないのですよね、多分。そのことをちゃんとしてくれよという裁判だと思います。それによって、訴えられたから、ではそれに対して勝つではなくて、どこら辺が落としどころかというような話になるかと思いますので、そこら辺はよく弁護士と相談して進めてもらいたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第14号を採決いたします。

本案は原案を承認すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第14号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） それでは、日程第2、議案第22号 栃木市企業版ふるさと応援基金条例の

制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第22号 栃木市企業版ふるさと応援基金条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は4ページから6ページ、議案説明書は3ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明いたします。議案説明書の3ページをお開きいただければと思います。初めに、提案理由でございます。背景も含めまして説明させていただきます。

企業版ふるさと納税制度は、地方創生のさらなる充実強化に向けて、地方への資金の流れを高めるための制度でございまして、自治体のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対し、企業より寄附をいただくことで、自治体としては新たな財源の確保につながり、寄附をする企業としては法人関係税に係る税額控除が受けられるものでございます。

この税額控除を受けられる特例措置につきましては、今年度末までの制度でございましたが、国の令和7年度税制改正におきまして、令和9年度末まで3年間延長される見込みとなりました。このような動きの中で、企業版ふるさと納税による寄附につきましては、本市を含め、全国的に寄附件数、寄附額とも今後増加することが予測されるものであります。

このようなことから、企業版ふるさと納税制度を最大限活用することに対応するため、基金を設置する条例を制定することについて議会の議決をお願いするものであります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、制定する条例の内容につきましてご説明いたしますので、議案書の4ページをお開きいただければと思います。こちらは制定文となります。栃木市企業版ふるさと応援基金条例を次のように制定するというものであります。

続きまして、5ページをお開きいただければと思います。こちらが条文になります。まず、第1条であります。設置の目的でありまして、地域再生法に基づき、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるための基金設置というものであります。

第2条では、積立てについて、第3条では、基金の管理について、第4条では、運用益金の処理について、第5条では、繰替え運用について定めております。

6ページをお開きください。第6条では、処分について、第7条では、委任について定めております。これらの構成につきましては、他の基金条例と同様の構成となっております。

また、附則といたしまして、公布の日から施行するというものであります。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 令和6年度末までのところが今度は令和9年度末までに延長されるということでございますけれども、これまでどのぐらいの件数、金額、寄附があったのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小平啓佑君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） 栃木市におきましては、令和2年度から企業版ふるさと納税の受入れを始めさせていただいております。件数になりますけれども、令和2年度につきましては2件でございました。令和3年度が6件、令和4年度が7件、令和5年度が企業者数としては7者ですが、寄附件数としては8件になります。今年度につきましては、今までのところで9件ございまして、この後、今調整しているところがございまして、2件ほど予定しているという状況でございます。

〔「金額」と呼ぶ者あり〕

○総合政策課長（押山好孝君） 金額ですが、非公表の部分もございますので、おおよそという形になりますけれども、令和2年度が約200万円でございました。令和3年度につきましては1,920万円、令和4年度につきましては940万円、令和5年度につきましては650万円、今年度につきましては今のところ3,200万円程度ということになります。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 関連させてもらいます。

一応こういうことで、改めて仕切り直しという意味ではありませんが、今後年間に対してはどれぐらいの見込みを考えているのか、お考えがあれば。

○委員長（小平啓佑君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） 企業様の状況というのは当然あると思います。社会経済状況というのも当然背景には出てくるのかなと思っております。全国的に見ても伸びているということがございますので、本市におきましても企業版ふるさと納税につきましてPRを図ることによって、より多くの企業様のほうから事業に対する支援ということで寄附をいただけるような活動をしていきたいというふうに考えております。

〔「想定金額みたいなものはないのですか」と呼ぶ者あり〕

○総合政策課長（押山好孝君） 目標金額、一応予算上は100万円というところを出していますけれども、その金額というのが、一応1社最低が10万円というところがありまして、企業様によっては10万円というところもございます。場合によっては100万円単位というところもございますので、それぞれの事情にもよりますので、なかなか市のほうで幾らと設定しづらいところがございます。

○委員長（小平啓佑君） 質疑はほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第22号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 日程第3、議案第23号 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

加茂蔵の街課長。

○蔵の街課長（加茂浩史君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第23号 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定についてご説明いたします。議案書は7ページから10ページ、議案説明書その1は4ページでございます。

初めに、議案説明書その1の4ページを御覧ください。提案理由であります、嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限を緩和するに当たり、必要な事項を定めるため、本条例を制定することについて議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の7ページを御覧いただきます。こちらは、議案第23号 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例を次のように制定したいというものでございます。以降、伝統的建造物群保存地区につきましては、伝建地区と言わせていただきます。

8ページを御覧願います。条例の内容になります。内容の説明の前に、この条例の制定に至る背景などについて説明させていただきます。伝建地区内には狭い道路が多くあり、その狭い道路に面

した伝統的建造物も存在いたします。それらの修理を行う場合には、建築基準法に基づくセットバックなどが必要となることがあり、その際には一部解体や曳家などが必要になります。しかし、伝統的建造物の一部解体や曳家などは文化財保護などの観点から認められず、修理等ができないことになってしまうことから、建築基準法に基づく緩和条例を制定することとしたものであります。

それでは、条文の説明をさせていただきます。第1条は、趣旨としまして、建築基準法第85条の3に基づき、伝建地区保存条例において定められた現状変更の規則及び保存のための措置を確保するため、嘉右衛門町伝建地区内における法の規定による制限を緩和することに関し、必要な事項を定めるというものでございます。建築基準法第85条の3は、伝建地区内において条例で建築基準法の各種の制限を緩和できるというものでございます。

第2条は、用語の定義として、建築基準法及び建築基準法施行令の例によるほか、伝統的建造物と修景基準の定義を定めるものです。

第3条は、道路内の建築制限の緩和であります。第1項は、伝統的建造物の建築や大規模な修繕、模様替えをする場合ですが、保存条例の規定による許可または協議が成立したものが対象となり、以降建築等と言わせていただきます。

9ページにまたがりますが、伝統的建造物の建築等をする場合、建築等をした伝統的建造物の壁面、これは軒やひさしなどを含めますが、この壁面の位置が従前の壁面の位置を越えない場合は、建築基準法第44条第1項の本文の規定は適用しないというものでございます。建築基準法第44条第1項の本文は、道路の区域内には建築等をしてはならないというものであり、その制限を緩和するものであります。

第2項は、規則で定める区間に面する伝統的建造物以外の建築物になりますが、修景基準に適合して建築等する場合、当該建築物の壁面の位置が当該区間に面する伝統的建造物の壁面の位置を道路側に越えない場合は、建築基準法第44条第1項本文の規定は適用しないというものであります。

第3項は、規則で定める区間に面する敷地内に2つ以上の建築物があり、建築等を行わない伝統的建造物及び修景基準に適合している建築物については、建築基準法第44条第1項本文の規定は適用しないというものであります。

第4条は、建築物の高さの制限の緩和であります。第1項は、伝統的建造物の建築等をする場合、従前の伝統的建造物の高さを超えないものについては、建築基準法第56条第1項第1号の規定は適用しないというものであります。建築基準法第56条第1項第1号は、道路に対する建築物の高さの制限であり、一般的には道路斜線と言われる制限であります。

第2項は、規則で定める区間に面する伝統的建造物以外の建築物になりますが、修景基準に適合して建築等をする場合、当該建築物の高さが当該区間に面する伝統的建造物の高さを超えない場合は、建築基準法第56条第1項第1号の規定は適用しないというものであります。

第3項は、10ページにまたがりませんが、規則で定める区間に面する敷地内に2つ以上の建築物が

あり、建築等を行わない伝統的建造物及び修景基準に適合している建築物については、建築基準法第56条第1項第1号の規定は適用しないというものであります。

第5条は、委任でありまして、この条例に関し必要な事項は規則で定めるものであります。規則につきましては、第3条第2項及び第4条第2項の区間を定めるとともに、証明書の発行について定めることとしております。

最後に、附則であります、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で議案第23号 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内における建築基準の制限の緩和に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 説明ありがとうございます。

何となくですけども、まずはこれについて制限を緩和してしまうみたいですね。対象物というのは結構あるものなのですか。まず、そこをお伺いします。

○委員長（小平啓佑君） 加茂蔵の街課長。

○蔵の街課長（加茂浩史君） 今回規則においてその対象路線を指定するわけですけども、その指定した路線に面している44条に係る伝統的建造物が5件、56条に係る伝統的建造物が4件という状況でございます。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 何となく分かってきました。道路を指定してしまうと、その沿道にある建物はこの制限の今回の改正する内容になりますよということなのですけども、一番心配しているのは従前から言われているセットバックだと思うのです。多分この道路がどこだか、メインの通り1か所なのか分かりませんが、裏に入ると結構セットバックしていないところが多いわけです。それをちょっと危惧しているところなのですが、その辺はどうなのですか。

○委員長（小平啓佑君） 加茂蔵の街課長。

○蔵の街課長（加茂浩史君） 今回この指定した区間に面している伝統的建造物の修理をしていただくためにセットバックであったり高さの制限を緩和するということです。また、それ以外の建物につきましては、伝統的建造物以外の建物を直す場合は修景基準を設けています。その修景基準に沿って修理をしていただく場合は制限の緩和を受けられるということになります。ただ、それ以外の建築物で修景基準に沿わない場合は、セットバックはしていただくようなことになります。高さの制限もかかるようになります。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ありがとうございます。何だか分かったようなのが8割ぐらいなのですけども、結構あそこあたり相談なんか行くと、メインの通りを今指定しようとしていると思うのですけれども、違うのですか。ちょっとそこを聞きたい。

○委員長（小平啓佑君） 加茂蔵の街課長。

○蔵の街課長（加茂浩史君） メインの通りではなくて、メインの通りから東または西に波及しているというか、中に入っていく道路、いわゆる42条2項道路というものを3路線指定することになります。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 説明は分かりました。

1つ私も心配しているのは、セットバックというのは、火災時に、消防自動車とか、そういうのが入れない場所が多いので、セットバックというのがあって、4メートル道路を造れと。この場合には4メートル道路ができないということなのですけども、現在セットバックしなくて緩和したときに道路幅というのはどのくらいなのでしょう。分かりますか。

○委員長（小平啓佑君） 加茂蔵の街課長。

○蔵の街課長（加茂浩史君） 道路によってちょっと幅はいろいろございますが、実はこれを進めるに当たりまして、検討に当たりましては関係課と協議をしております。当然消防本部とも協議をしてございます。現在、嘉右衛門町伝建地区には消防のほうで警防計画というものを作成しております。その警防計画では、現状の道路幅で対応可能というお話をいただいておりますので、道路幅が現状で広がらなくても消防の活動には影響ないということはお話をいただいております。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 私は一番それを心配していたということで、今栃木市の消防署でも軽自動車の消防自動車を入れていますから、そういう車が入れば何とか初期消火ということで、もし火事があった場合にですけども、そういうことで消防関係もオーケーということですね。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございませんか。

加茂課長、この警防計画と住民との関係で、防災訓練等をやられているところもあると思いますので、お話をお願いいたします。

○蔵の街課長（加茂浩史君） 伝建地区内では、年に1回防災訓練を行っております。奈良の法隆寺の金堂が燃えたときに文化財の保存の日を定めましたが、それに直近した日曜日にやっているのですけれども、実は今年度計画していた日にちょっと雪が降りまして、安全上の配慮から今回は中止をさせていただいたところです。ただ、その分、来年度、何かしらの防災、当然防災訓練はやりですけども、ほかに住民の啓発とかできたらなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第23号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第4、議案第27号 栃木市表彰条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

五十畑秘書課長。

○秘書課長（五十畑 肇君） よろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました議案第27号 栃木市表彰条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。議案書は32ページから33ページ、議案説明書はその1の8ページから11ページになります。

まず、議案説明書からご説明申し上げますので、議案書その1の8ページを御覧ください。提案理由であります、被表彰者への贈呈品を見直すにあたり、栃木市表彰条例の一部を改正することについて議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要でございますが、記章を削るというものでございます。参照条文につきまして、説明を省略させていただきます。

それでは、議案説明書の10ページ、11ページをお開きください。詳細につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

第7条第2項につきまして、被表彰者へ贈呈するものの中から記章を削除するというものでござ

います。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の32ページ、33ページを御覧ください。32ページは、制定文になりますので、説明を省略させていただきます。

33ページは、改正文でございますが、ただいま新旧対照表によりご説明させていただきましたので、附則についてご説明をいたします。附則につきましては、令和7年4月1日から施行したいというものでございます。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） まず、記章について説明をいただければと思います。

○委員長（小平啓佑君） 五十畑秘書課長。

○秘書課長（五十畑 肇君） 記章につきましては、例えば今議員さんがしている議員バッジ、あと私どもがしている市章ですか、この大きさのものを被表彰に贈らせていただいております。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） そうすると、今後表彰された方はそれを頂けないということではよろしいのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 五十畑秘書課長。

○秘書課長（五十畑 肇君） はい、委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） なぜそれを廃止することにしたのでしょうか。理由をお聞かせください。

○委員長（小平啓佑君） 五十畑秘書課長。

○秘書課長（五十畑 肇君） この記章を使う場面というのですか、そういったものがなかなか被表彰者に対してございません。例えば通常記章をされる場合には、例えば式典とか、あとは本市でいうと賀詞交換会とか、そういったものに被表彰者は招いていないという状況もございます。あと、他市の状況も一応確認をさせていただきまして、県内14市の中でこの記章を贈っているのが現在6市ございます。そのうち本市も削るということでお願いしているのですが、もう1市も今後この記章については廃止をしていくというような流れになってきまして、全体的にはこの記章を贈るといのがなくなってきているかなということで、今回上程させていただいております。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 廃止ということで、ちょっと残念な気もするのですけれども、私の知っている方はスーツを着る際に毎日のようにそれを着けていらっしゃるしまして、それを頂いたことに対して大変光栄に思っているからといって、少し残念な気持ちもいたしますけれども、理解

いたしました。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございませんか。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） ご説明ありがとうございました。

今回の条例を改正するに当たって、これは一般論なのですが、最近被表彰者に対して表彰状ではなく盾にするというところが増えているのが実情であると思いますけれども、その辺の検討はされたのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 五十畑秘書課長。

○秘書課長（五十畑 肇君） 本市におきましては、表彰盾、紙ではなくて、盾を贈らせていただいております。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第27号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第5、議案第28号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

奈良部総務人事課長。

○総務人事課長（奈良部和紀君） ただいまご上程いただきました議案第28号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議

案書は34ページから37ページ、議案説明書はその1の12ページから15ページとなります。

初めに、議案説明書によりご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、議案説明書の12ページを御覧ください。提案理由であります、刑法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例を制定することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、記載のとおり、4つの条例について改正を行うものでありますが、詳細につきましては新旧対照表によりご説明させていただきます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、14、15ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。

まず、栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正であります、第11条におきまして懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

次に、栃木市職員退隠料条例の一部改正であります、第13条第1項におきまして懲役または禁錮の刑を、第2項におきまして禁錮をそれぞれ拘禁刑に改めるものでございます。

次に、栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正であります、第4条におきまして禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

次に、行政不服審査会条例の一部改正であります、第7条におきまして懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の34ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます、次の35ページを御覧ください。改正文ですが、内容につきましては先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則についてご説明をいたします。

第1項につきましては、この条例は刑法等の一部を改正する法律の施行日である令和7年6月1日から施行するというものでございます。

次の36ページ、第2項から第4項までの経過措置であります、刑法等一部改正法に規定されている経過措置と同様の経過措置を設けるものでございまして、第2項につきましては、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるというものでございます。

第3項につきましては、この条例の施行後にした行為に対して他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、または改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則を定める刑に改正前の刑法の懲役、禁錮、旧拘留が含まれるときは、懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とするというものでございます。

第4項につきましては、拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の条例の規定により、なお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、または改正前もしくは廃止前の条例の規

定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなすというものでございます。

第5項につきましては、附則第2項第4項までに定めるもののほか、刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行に伴い必要な経過措置は市長が別に定めるというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 説明ありがとうございます。

前の懲役または禁錮刑についてとこの拘禁刑、今回改正されるのですけれども、違いというものはどのようなのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 奈良部総務人事課長。

○総務人事課長（奈良部和紀君） 改正前の懲役につきましては、刑事施設に拘置されまして所定の作業を行うというような刑でございまして、禁錮につきましては刑事施設に拘置されるということで、所定の作業がない刑になってございました。今回拘禁刑というのは、刑事施設に拘置されて、改善更生を図るため必要な作業を行わせるほかに、または必要な指導を行うことができるとされまして、こちらは再犯防止という観点から社会復帰の際に必要な指導を行うことができるとされて、2つの刑が統一されたものとなってございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第28号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第6、議案第29号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） よろしく願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第29号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は38ページから39ページまで、議案説明書は16ページから21ページまでとなります。

まず、議案説明書によりご説明をいたしますので、議案説明書の16ページを御覧ください。提案理由でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、時間外勤務の制限の対象が拡大されたこと、また人事院規則の一部が改正され、国家公務員の介護休暇の取得自由が拡大されたこと等を踏まえ、本市においても、職員が仕事と育児を両立できる職場環境を整備し、職員のワーク・ライフ・バランスを一層推進するに当たり、本条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要でございますけれども、1につきましては時間外勤務の制限の対象となる職員を改めること及び字句の整理でございます。

2につきましては、産前休暇及び子の監護のための休暇に係る規定を改めるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明をいたします。次の18ページ、19ページを御覧ください。まず、育児を行う職員の時間外勤務の制限についてでございます。

第2項では、現行で3歳に満たない子のある職員となっておりますが、これを小学校就学の終期に達するまでの子に改めるものでございます。

第4項では、字句の整理を行うものでございます。

次に、20ページ、21ページを御覧ください。別表第1中、12の産前休暇でございますけれども、現行6週を8週に改めるものでございます。

同じく17の子の監護のための休暇でございますけれども、現行では子の監護を要件としておりましたが、この現行の要件に、子の行事参加、入園とか入学とか卒園式や、感染症に伴う学級閉鎖等にも利用できるように改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明をいたします。議案書の38ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、39ページを御覧ください。改正文でございますけれども、内容につきましては新旧対照表によりご説明させていただきましたので、附則についてご説明をいたします。この条例の施行期日は、令和7年4月1日とするものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ありがとうございます。

何か言葉が難しい、始期とかって。就学前と書けばいいのではないかと思うのですが、何でこうなのかお考えをお願いします。要は3年間延びますよ、3歳児が就学前の6歳と7歳ですよ。3年延びますよというほうが分かりやすいと思うのだけれども、いつもこの改正条文を見ると面倒くさいのですが、そこら辺の説明をお願いします。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） これにつきましては、ほかの説明の中で一応就学前という言葉を使っていますので、それに合わせた形で使っております。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 先ほど学校行事とか入園式、卒園式等にも休暇が使えるというお話でございましたけれども、例えば地震であったり災害が発生して、一斉下校というタイミングが発生すると思うのですが、そういった場合、家に帰っても誰もいないという状況で、親御さんが家に帰らなければならない、もしくは迎えに行かなければならないという場合についてはどうなのでしょう。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 委員がおっしゃいますとおり、そういう監護といいますか、見なくてはいけない状況もございます。現状では、このような形で国から来たものを今検討中でございます。もっと詳しいことにつきましては職員に周知したいと思っております。委員さんおっしゃるとおり、子が一人で置けないという状況は変わらないと思いますので、今後の検討となっております。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） ぜひ柔軟な対応でお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第29号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第7、議案第30号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） お願いします。

ただいまご上程いただきました議案第30号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は40ページから41ページまで、議案説明書は22ページから25ページまでとなります。

まず、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の22ページを御覧ください。提案理由でございますけれども、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ議員の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正内容でございますけれども、期末手当につきまして、令和7年度以降、6月及び12月期の支給割合を均等にするため、100分の172.5とするものでございます。参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、次の24ページ、25ページを御覧ください。期末手当の支給割合を100分の175から改正案のとおり、令和7年度から100分の172.5に改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の40ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

次の41ページを御覧ください。改正文でありますけれども、内容につきましては先ほど新旧対照表によりご説明させていただきますので、附則についてご説明いたします。この条例の施行期日は令和7年4月1日とするものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ありがとうございます。

減額なんですけれども、これで見込みの減額金額、全体ではどのくらいになるのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 議員全体の金額でよろしいですか。

〔「1人当たり」と呼ぶ者あり〕

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 議員1人当たりは、改正後につきましては210万1,050円、年間で。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 全体で。すみません。1人ではないです。1人につきましては、額はちょっと……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） すみません。先ほどの1人当たりでございました。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 一旦整理しますと、天谷委員からの質問が1人幾ら下がるのかというところ。

飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 下がる金額はゼロでございます。基本的には、今年度の12月、これについて0.5月分上げた。これは、あくまでも6月と12月分を0.25月分上げる予定だったのを、6月が終わっていたので、12月を上げていたのを来年度はまた均等に分けるために戻すものでございます。大変失礼しました。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第30号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第8、議案第31号 栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） よろしくお願ひいたします。

ただいまご上程いただきました議案第31号 栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は41ページから69ページまで、議案説明書は26ページから63ページまでとなります。

まず、議案説明書のご説明をいたしますので、議案説明書の26ページ、27ページを御覧ください。まず、提案理由でございますけれども、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定するため及び刑法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正概要でございますけれども、国家公務員の給与改定に準じて期末勤勉手当及び給料の月額引き上げなど所要の改正を行うものであります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次の28ページ、29ページを御覧ください。まず、上段の給料に関する第2条の改正につきましては、手当の種類に自宅からテレワークを実施する在宅勤務手当を加えるものでございます。

中段にあります昇給の基準に関する第4条第5項及び第6項の改正につきましては、職務の級が8級である者は、勤務成績が特に良好である場合に限り昇給を行うよう改めるものでございます。

次に、下段のほうになります。扶養手当、30ページ、31ページを御覧ください。扶養手当に関する第8条第2項及び第3項の改正につきましては、配偶者に関わる扶養手当を廃止し、子に関わる

扶養手当の額を1万3,000円に引き上げるものであります。

第4項の改正につきましては、特定期間から当該期間への字句を改めるものであります。

改正案のほうにあります第5項及び第9条の改正につきましては、規則への委任及び委任に伴う削除でございます。

次に、32ページ、33ページを御覧ください。下段にあります地域手当の説明です。地域手当に関する第9条の2第2項の改正につきましては、支給地域の単位を都道府県を基本として級地区分を7級地から5級地に改め、支給割合を改めるものであります。

次に、34ページから35ページを御覧ください。住居手当に関する第9条の3第1項第2号の改正につきましては、配偶者の定義を加えるものでございます。

次に、通勤手当でございます。34ページを御覧ください。39ページまででございます。この説明でございます。第10条の改正につきましては、通勤手当の支給限度額を5万5,000円から15万円に引き上げ、新幹線等の特別料金の支給限度額を2万円から支給限度額の15万円の範囲で全額支給に改め、採用時から新幹線等に係る通勤手当の支給を可能にするものであります。

次に、38ページ、39ページ下段にあります在宅勤務手当でございます。第10条の3になりますが、在宅勤務手当を定めたものでございます。改正後につきましては、テレワーク中心の働き方をする職員につきまして、光熱水道費等の負担を軽減するために月額3,000円の在宅勤務手当を支給することができる規定となります。

続きまして、40ページ、41ページの中段となります。管理職員特別勤務手当に関する第16条の3の改正につきましては、管理職員特別勤務手当の平日深夜の支給対象時間帯を午前零時から午前5時までとなっていたものを、午後10時から午前5時に改めるものでございます。

下段の期末手当に関する第17条第2項から、42ページ、43ページの第3項の改正につきましては、令和7年度以降6月期と12月期の期末手当の支給割合を均等するものでございます。

同じく42ページから45ページの第17条の2及び第17条の3の改正につきましては、先ほどこつと話がありました刑法の一部改正に伴い、禁錮以上の刑を拘禁刑以上の刑に改め、及び字句の整理を行うものであります。

次に、44ページから45ページでございます。勤勉手当でございます。勤勉手当に関する第17条の4第2項の改正につきましては、令和7年度以降、6月期、12月期の勤勉手当の支給割合を均等するものでございます。

下段の定年前再任用、短時間勤務職員についての適用除外に関する第17条の5の改正につきましては、第9条を削除することに伴う字句の整理及び令和7年度以降、定年前再任用、短時間勤務職員への住居手当を支給することができる規定となります。

続いて、扶養手当等の支給方法でございます。44ページ、第17条の6の改正につきましては、扶養手当の支給方法に関する規則への委任を第8条第5項に規定することにしましたので、この条が

ら削除し、見出しを管理職手当等の支給の方法に改めるものでございます。

次に、46ページ、47ページを御覧ください。このページから53ページまでは行政給料表の改正でございます。3級から7級まで。1級から8級まであるのですけれども、3級から7級までの初号近辺の号給をカットして、各級の初号の額を引き上げ、8号の初号につきましては、8号については引き上げ、成績優秀者は昇給時にさらなる給与上昇を確保する改定を行うものでございます。

次の54ページから61ページまでは、消防職給料表の改定であります。行政給料表と均衡を基本として改正するものでございます。

次に、62ページ、63ページを御覧ください。栃木市職員の育児休業に関する条例の一部改正であります。任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例に関する第20条の改正につきましては、栃木市職員の給与に関する条例の改正に伴う字句の整理及び令和7年度以降、任期付短時間勤務職員への住居手当を支給することができる規定となります。

下段の栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正でございますが、扶養手当に関する第7条の改正につきまして、栃木市職員の給与に関する条例の改正に伴う字句の整理を行うものでございます。

次に、議案書によりご説明をいたします。議案書の42ページを御覧願います。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、43ページからは改正文であります。内容につきましては新旧対照表にご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

55ページを御覧ください。こちらは附則となります。こちらをご説明いたします。第1項及び施行期日等につきましては、この条例の施行期日、令和7年4月1日からとしますので、第17条の3第1項第1号の次項を第3項に改める分の改正につきましては公布の日から、禁錮を拘禁刑に改める改正は令和7年6月1日からとするものでございます。

第2項の号給の切替えにつきましては、現在の給料表から改正後の給料表に切り替わるために必要な附則別表を改めるものであります。

56ページを御覧ください。第3項の切替え前の異動者の号給の調整につきましては、給料表の切替えによりまして、昇格の際の号給の不均衡が生ずる場合には、必要な調整をすることができるというものでございます。

第4項の令和8年3月31日までの間における扶養手当等に関する経過措置につきましては、配偶者の扶養手当の廃止や、これの支給手当の引上げを段階的に実施するものでございます。具体的には、配偶者、8級以下、一般職員でございます。現在6,500円を配偶者もらっていますけれども、令和7年度は3,000円、令和8年度は廃止、配偶者で8級の方、配偶者がいる場合でございます。令和6年は3,500円、令和7年から廃止。扶養親族の子につきましては、令和6年が1万円のところ、令和7年が1万1,500円、令和8年が改正どおり1万3,000円というような段階的な変更でござ

います。

次に、57ページを御覧願います。第5項の令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置につきましては、地域手当の引上げを3年かけて段階的に行うようにできるように条例に定められた範囲内において支給割合を規則で定めることができるようにするものであります。なお、栃木県の地域手当の支給割合は100分の4となりますが、令和7年度につきましては現行の100分の3の支給を予定してございます。

第6項の通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置につきましては、令和7年4月1日より前に採用された職員にも適用できるようにするものでございます。

第7項の刑法等の一部改正に伴う経過措置につきましては、経過措置といたしまして、禁錮刑以上の刑を拘禁刑とみなすものでございます。

第8項につきましては、規則への委任規定となります。

第9項、栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正及び58ページ、第10項、栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

58ページから63ページの附則別表、号給の切替表につきましては、附則第2号でご説明した号給の切替表のうち、行政職給料表の適用を受ける職員の新号給でございます。

63ページから69ページは、消防職給料表の適用を受ける職員の新号給でございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 長い説明ありがとうございました。よく分かっているようなつもりなのですが、3つほど聞きたいと思います。

まず1つは、在宅勤務を取り入れるわけです。この予定者というのはどのぐらいを予定しているのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） この条例は、あくまでも月10日以上在宅勤務ですので、現行では月10日というのはなかなかないかなと思ってございます。来年から在宅勤務を始めるのですけれども、基本的には週1程度を予定してございます。ただ、何かの理由でそういう状態になる可能性もありますので、条例を制定するものでございます。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 多分、大勢はいないというような解釈でよろしいですね。

次に、全体の、今までよりもどのぐらいの予算が増えるのか、金額的に分かるのであれば。何となくみんな手当が上がるような話なので、多分上昇するだろうなというふうに思うのです。そうすると、その人件費というか、職員の手当のお給料関係がどのぐらいの予算の上昇が、今まで例えば100億円だとすると、1億5,000万円上がりますよという計算ができているのであれば、お聞かせ願います。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 全体のといいますと、ちょっと当初予算でつくったのですけれども、いろいろ凸凹とかありますので、大体職員については同じ程度、職員もある程度上の方は辞めることもありますので、大体同じ程度なのですけれども、ただ、今回の手当というよりも、8級が上がりますので、8級については当然額が上昇する。それだけを見ますと上昇とかにはなります。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 何となく、お辞めになることは、その減額は頭になかったのですけれども、何かいろんな手当がついてきたり、増えてくるから、何となく上がるのかなと思ったのですが、要は横ばいな感じ。というのは、人件費を全部計算するの大変なのです、正直。予算書から見ると。後で別のところで質問しますけれども、要は変わらないのだということよろしいですか。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 上がるものだけ、ちょっと言います。正規職員につきましては、年間87万円程度上がる予定でございます。扶養手当につきましては、52万円程度上がる予定でございます、全体で。地域手当につきましては、令和7年度については3%据置きですので、この後、もし4%になったら5,200万円程度上がる予定となっております。ただ、まだちょっと時期は未定でございます。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 約6,000万円弱が、そういう面では上がるのではないかということ、見込みが分かりました。大体で結構です。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 在宅勤務のことについてちょっとお伺いしたいのですけれども、先ほどの答弁の中で、週に1日ぐらいというお話でございまして、新たに導入するということで、金額の云々ではなくて、在宅勤務は拘束時間の把握が非常に難しい部分がありますので、その辺をどのように考えているのか、お伺いします。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 現状では、まず試行期間を2か月やったのですけれども、その間につきましては8時半から5時15分、今の勤務時間と同じようにやっていただいた。ただ、4月以

降は、基本的にはその範囲で事業は進めていきたいと思ってございますけれども、あとはやるものによって多分時間がずれてきたりとかしますので、そこら辺は今後検討していきたいなと思ってございます。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 自己申告になると思うのですが、パソコンの起動時間等管理するとか、あとはそういったところもできる。ちょっと今すぐには難しいと思いますけれども、やはり手当をいただく以上は、当然これ拘束時間が通常の定時勤務のない話でございますので、それを加味した電気料金であったりというところになってくると思いますので、その辺については、在宅勤務をされた方がサボっているということではなくて、やはり導入時にしっかりとそういったところを見ておかないと、後々人数が増えたときにいろんな問題が出てくると思いますので、ぜひその辺はご検討をお願いします。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第31号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第9、議案第32号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第32号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は70ペ

ージから72ページまで、議案説明書は64ページから69ページまででございます。

まず、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の64ページを御覧ください。
まず、提案理由でありますけれども、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定することに伴い、本条例等の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願い申し上げます。

次に、改正の概要でございます。改正条例第1条につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、業績手当を廃止して、勤勉手当の支給を可能にするなど、所要の改正を行うものでございます。

改正条例第2条につきましては、栃木市職員の給与に関する条例の改正に伴い、暫定再任用職員についての適用除外規定を定めるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、議案説明書66ページ、67ページを御覧ください。まず、改正条例第1条の関係でございます。給与に関する特例に関する第8条第4項及び第5項の改正につきましては、特定任期付職員の業績手当を削除するものでございます。

給与条例の適用除外に関する第9条第1項の改正につきましては、栃木市職員の給与に関する条例の改正に伴う字句の整理及び特定任期付職員に勤勉手当を支給可能にする改定でございます。

第2項の改正につきましては、特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給をするため、期末手当の支給割合を100分の95に改め、勤勉手当の総額について支給割合を100分の87.5に改正するものでございます。

第10条の改正につきましては、栃木市職員の給与に関する条例の改正に伴う字句の整理でございます。

次に、改正条例第2条の関係でございます。66ページ、67ページ下段と68ページ、69ページを御覧ください。定年退職者等の再任用に関する経過措置に関する第4条第7項の改正につきましては、栃木市職員の給与に関する条例の改正に伴う字句の整理及び令和7年度以降暫定再任用職員への住居手当を支給することができる規定でございます。

次に、議案書によりご説明させていただきますので、議案書の70ページを御覧ください。こちらは制定文となります。説明は省略させていただきますので、次の71ページを御覧ください。こちらは改正文でございます。内容につきましては、ただいま新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則について説明いたします。

72ページを御覧ください。附則につきましては、この条例を令和7年4月1日から施行するといったしたいというものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ありがとうございます。対象人数は、多分自分の感覚で二百五、六十人かなと。任期付職員。まず数字を確認させていただきます。どのぐらい人数。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 任期付職員は、特定任期付職員と一般任期付職員といえるのですが、特定任期付職員というのは弁護士さんとかで、一般につきましては今はゼロ。特定は弁護士さん1人でございます。以前は学芸員とか、任期付職員がおったのですが、今年は特定任期付職員1名という形でございます。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 一般的な任期付職員ですか、そちらは二百五、六十名だったような気がするのですが、違いましたか。数字が一つと、それと、このことによって、今までの変化というか、予算的な変化はどのようなのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 今回は特定任期付職員、弁護士さんですが、業績評価、業績手当を廃止して、今までは期末しか出ていなかった。期末と業績手当。実際には業績手当というのは出してございません。あくまでも期末手当。今度は期末手当と勤勉手当を出すのですが、ただ、国の基準は、期末手当ができることで、今までの業績手当より多くの実績が上がれば払えますよという規定をつくります。ただ、こちらについては業績をどう評価するかによって額が決まりますので、今後は検討していくので、幾ら増えるというのは、ちょっと今のところ分かりません。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第32号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第10、議案第33号 栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

奈良部総務人事課長。

○総務人事課長（奈良部和紀君） ただいまご上程いただきました議案第33号 栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は73、74ページ、議案説明書は、その1の70ページから73ページとなります。

初めに、議案説明書によりご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、議案説明書の70ページを御覧ください。提案理由であります、令和7年4月1日からの組織改編に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、庶務の所管課を改めるものでございますが、詳細につきましては新旧対照表によりご説明させていただきます。参照条文については、説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、72、73ページを御覧ください。第9条におきまして、委員会の庶務を、市街地整備課から都市計画課に改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の73ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。次の74ページを御覧ください。改正文であります、内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、附則について説明をいたします。この条例は、令和7年4月1日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第33号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。

〔執行部退席〕

○委員長（小平啓佑君） ここで暫時休憩いたします。

（午前 10 時 36 分）

○委員長（小平啓佑君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 50 分）

◎議案第 34 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第11、議案第34号 栃木市税条例及び栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） ただいまご上程いただきました議案第34号 栃木市税条例及び栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は75ページから76ページ、また議案説明書は74ページから81ページとなります。

初めに、議案説明書よりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の74ページを御覧ください。提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例及び栃木市都市計画税条例の一部を改正することについて、議会の議決をお願いするものであります。

改正の概要につきましては記載のとおりであります。詳細につきましては新旧対照表によりご説明いたします。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、76ページ、77ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が改正され、マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載に関する規定が、第2条第8項として新たに追加されたことに伴い、同条各項の繰り下がりを受けた

もので、法人番号の定義に関する規定になります。現行第15項が第16項に繰り下がります。上段、第36条の2、市民税の申告、中段、第63条の2、固定資産税区分所有者の補正の方法の申出。

78ページ、79ページを御覧ください。上段、第89条、軽自動車で種別割の減免、中段、第139条の3、特別土地保有税の減免、下段、第149条、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告につきまして、いずれも引用条項を同条第15項から同条第16項に改めるものであります。

80ページ、81ページを御覧ください。栃木市都市計画税条例の一部の改正になります。中段、附則、第10項につきましても、市税条例と同様に引用条項を改めるものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案書の75ページをお開きください。こちらは制定文となります。

76ページを御覧ください。条例の改正文となりますが、主な内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、附則についてご説明させていただきます。附則、施行期日ではありますが、この条例は、令和7年4月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第34号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第12、議案第35号 栃木市体育施設条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（島田和行君） ただいまご上程いただきました議案第35号 栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書は77ページから78ページ、議案説明書はその1の82ページから85ページであります。

初めに、議案説明書その1でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、82ページをお開きください。提案理由でございますが、栃木市大柿西運動広場を廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市体育施設条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要であります。栃木市大柿西運動広場を削るものであります。この栃木市大柿西運動広場につきましては、平成21年から地元自治会のシニアクラブによりグラウンドゴルフ場として利用されていましたが、10年以上利用がなく、栃木市スポーツ施設ストック適正化計画において廃止する施設に位置づけられており、廃止に向けて地元自治会や関係者に説明を行い、同意をいただいたことから廃止するものであります。なお、使用料は徴収していない施設のため、使用料に関する条文等に改正は生じません。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。84ページ、85ページをお開きください。最初に、第2表の表中、栃木市大柿西運動広場の項を削るものでございます。

次に、別表第1の栃木市大柿西運動広場の項を削るものであります。

続きまして、議案書77ページをお開きください。こちらが議案第35号の制定文となり、次の78ページが条例の制定文になります。内容につきましては、議案説明書でご説明申し上げましたので、省略させていただきます。

78ページ、最後の附則でございますが、施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第35号の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第35号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第13、議案第58号 財産の取得の変更について（公共施設（10施設）LED照明器具）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

茅原行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（茅原洋一君） それでは、ただいま上程いただきました議案第58号 財産の取得の変更につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明申し上げます。議案書は162ページ、議案説明書は、議案説明書その2、121ページから123ページでございます。

初めに、議案説明書でご説明させていただきます。恐れ入りますが、議案説明書その2の121ページをお開きください。提案理由でございますが、令和6年第3回栃木市議会定例会において、議案第81号として議決を経た財産の取得の内容の一部に変更が生じるので、議会の議決を求めるものでございます。

変更の概要でございますが、取得予定価格4,831万4,640円を4,243万9,320円に変更するというものでございます。参照条文については、省略させていただきます。

それでは、議案書の162ページをお開きください。議案第58号 財産の取得の変更につきまして、令和6年第3回栃木市定例会において、議案第81号として議決を経た財産の取得を次のとおり変更することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の理由といたしましては、当初予定しておりましたLED化改造工事を施し、ランプのみを交換するという方法では対応できない照明器具が存在したため、改めて施設所管課により現在の使用状況等を勘案した結果、交換しないこととなり、交換数量の減を要したことにより取得予定価格を減額するというものでございます。

以上で、議案第58号 財産の取得の変更につきまして説明を終わらせていただきます。ご審議の

上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ありがとうございます。減額ということですが、いつもいつも話していますけれども、現場のほうよく確認してもらいたい。値段が上がるのは仕方がない、下がるのも仕方がないと思うのですけれども、やっぱり根本的な見積りとか、現場の査察というのですか、下見をちゃんとしてもらって、なるべく、何かあればみんな動かなくてはならないから、無駄な時間を費やすわけです。そこら辺はやっぱり、せっかく時間をかけるわけですから、要望ですけれども、注意してもらいたいというふうに思います。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 対象の交換数量の減少ということで減額になるとお伺いしましたが、どこの場所で、照明機器が何基減少するのか、お伺いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 茅原行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（茅原洋一君） こちらにつきましては、西方総合文化体育館のアリーナとステージの照明です。調光式の照明なのですが、こちらのほう、最初見積もった段階では無線で調整できるものという形で見積もっていたのですが、実際現場に入って調べましたところ、分電盤からやらなければいけない、大きな工事に発展しかねないということが判明いたしまして、その結果、使用状況、現在のところ体育館のみの使い方になっておるものですから、文化会館としての機能というものが今のところ使っていないということで、交換しなくてもいいかなという検討になりました。

数といたしましては、ランプの数ですが、85本減少させたという形になります。

以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第58号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第15号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第14、議案第15号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第10号）の所管関係部分についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） ただいま上程をいただきました議案第15号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをお開きください。令和6年度栃木市の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,701万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ813億514万円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

継続費の補正は第2条、継続費の変更は第2表、継続費補正によるというものであります。

繰越明許費の補正は第3条、繰越明許費の追加は第3表、繰越明許費補正による。第2項は繰越明許費の変更は第4表、繰越明許費補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は第4条、債務負担行為の変更は第5表、債務負担行為補正による。第2項は、債務負担行為の廃止は第6表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は第5条、地方債の追加は第7表、地方債補正による。第2項は地方債の変更は第8表、地方債補正によるというものであります。

次に、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。5ページが歳入、次の6ページ、7ページが歳出となっております。所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、8ページをお開きください。第2表、継続費補正（変更）であります。所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、9ページを御覧ください。第3表、繰越明許費補正（追加）であります。9ページ及び次

の10ページに記載がありますが、所管関係部分は、まず9ページ、1項目めの2款1項コミュニティFM事業につきましては、みかも中継局のUPS蓄電池及び切替え制御装置の交換について、機器の調達に時間を要し、年度内の完了が困難となったことから、繰越しをさせていただくものであります。

次の未利用公共施設活用事業につきましては、旧都賀図書館への低圧ケーブル引き込みについて、電力会社との協議に時間を要したことなどにより年度内の完了が困難となったことから、繰越しをさせていただくものであります。

次の岩舟体育館耐震化改修事業につきましては、改修工事開始後に既存の地中はりの脆弱性が確認されたため、新たに基礎補強工事を追加する必要性が生じたため年度内の完了が困難となったことから、繰越しをさせていただくものであります。

次に、2つ飛びまして、4款1項水道事業会計出資金につきましては、出資の対象である水道事業会計の継続費事業において、令和6年度支出が発生せず、通次繰越しとなることから、その出資金においても繰り越す必要性が生じたため、繰越しをさせていただくものであります。

次に、10ページをお開きください。上から10項目めの9款1項防災事業につきましては、未利用公共施設活用事業において説明しました旧都賀図書館への低圧ケーブルの引き込みの遅延の影響により、防災無線の電源変更業務について、年度内の完了が困難となったことから繰越しをさせていただくものであります。

次に、一番下の項目の10款4項伝建地区拠点施設整備事業につきましては、都市再生整備計画の基本設計等について、今後の事業費やスケジュール等を検証、精査する必要性が生じたため、繰越しをさせていただくものであります。

次に、11ページを御覧ください。第4表、繰越明許費補正（変更）であります。所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、12ページをお開きください。第5表、債務負担行為補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。事項欄のケーブルテレビ番組制作委託につきましては、市政情報発信番組について、出演者のせりふを文字表示対応とすることにより、番組制作委託費の増額が必要となるため、限度額を変更させていただくものであります。

次に、13ページを御覧ください。第6表、債務負担行為補正（廃止）であります。所管関係部分は、1項目め、市県民税特別徴収のしおり印刷につきましては、事務見直しを行い、令和7年度以降の特別徴収のしおりの発行を取りやめたため、債務負担行為を廃止するものであります。

次に、14ページをお開きください。第7表、地方債補正（追加）であります。起債の目的欄の中学校施設整備事業につきましては、追加させていただくものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、15ページを御覧ください。第8表、地方債（変更）であります。15ページが補正前、次の

16ページが補正後となっております。補正前の起債の目的欄1項目めの保育所施設整備事業から、最後の小学校施設整備事業までの計13件について、起債の限度額を補正後のとおり変更させていただくものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更ございません。

次に、少し飛びまして47ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。47ページが歳入、次の48ページ、49ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き歳入の所管関係部分について説明をさせていただきますので、50ページ、51ページをお開きください。

2款2項1目1節自動車重量譲与税は、補正額1,100万円の減額であります。説明欄の自動車重量譲与税につきましては、これまでの交付実績などを踏まえ、減額補正するものであります。

次に、6款1項1目1節法人事業税交付金は、補正額1,900万円の増額であります。説明欄の法人事業税交付金につきましては、自動車重量譲与税と同様、これまでの交付実績などを踏まえ、増額補正するものであります。

次に、7款1項1目1節地方消費税交付金は、補正額8,900万円の増額であります。説明欄の地方消費税交付金及び地方消費税交付金（社会保障財源化分）につきましては、他の交付金と同様、これまでの交付実績などを踏まえ、増額補正するものであります。

次に、11款1項1目1節地方交付税は、補正額7億6,443万1,000円の増額であります。説明欄の普通交付税及び特別交付税につきましては、国の法改正による普通交付税の基準財政需要額への算定項目の追加及びこれまでの交付実績などを踏まえ、増額補正するものであります。

次に、52ページ、53ページをお開きください。13款1項2目1節消防費負担金は、補正額153万5,000円の減額であります。説明欄の東北道・北関東道救急業務負担金につきましては、高速道路への出勤率の変更により当初見込みを下回ることから、減額補正するものであります。

次に、54ページ、55ページをお開きください。15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額2億2,408万3,000円の減額であります。説明欄の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、物価高騰対応臨時給付金支給事業が完了し、当初想定を下回るため、減額補正するものであります。

次に、下から2つ目の5目1節消防費補助金は、補正額12万7,000円の減額であります。説明欄の緊急消防援助隊設備整備費補助金につきましては、高規格救急自動車購入事業費に対する補助金であります。当初想定を下回る見込みであるため、減額補正するものであります。

次に、少し飛びまして、58ページ、59ページをお開きください。下の段の16款3項1目3節選挙費委託金は、補正額3,509万8,000円の減額であります。説明欄の県知事選挙費委託金及び次の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金につきましては、各選挙費の執行が完了し、

当初想定を下回るため、減額補正するものであります。

次に、60ページ、61ページをお開きください。1段目の17款1項2目1節利子及び配当金は、補正額27万9,000円の減額であります。説明欄の公共施設整備等基金利子につきましては、基金利子が当初想定を下回るため、減額補正するものであります。

次に、2段目の2項1目1節土地売払収入は、補正額3,581万7,000円の増額であります。説明欄の市有土地売払収入（管財課）につきましては、東京都大田区地内市有地や旧岩舟総合支所別館の土地売払収入が見込まれるため、増額補正するものであります。

次に、2節建物売払収入は、補正額879万2,000円の増額であります。説明欄の市有建物売払収入につきましては、旧岩舟総合支所別館の建物売払収入が見込まれるため、増額補正するものであります。

次に、62ページ、63ページをお開きください。2段目の19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額5,737万4,000円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整のため、基金からの繰入れを減額補正するものであります。

次に、3目1節大澤基金繰入金は、補正額537万3,000円の減額であります。説明欄の大澤基金繰入金につきましては、栃木保健福祉センター改修事業費に充当していますが、事業費が確定したため、減額補正するものであります。

次に、18目1節消防基金繰入金は、補正額2万4,000円の減額であります。説明欄の消防基金繰入金につきましては、北部分署整備事業費に充当していますが、事業費が確定したため、減額補正するものであります。

次に、2つ飛びまして、25目1節公共施設整備等基金繰入金は、補正額3,548万9,000円の減額であります。説明欄の公共施設整備等基金繰入金につきましては、とちぎクリーンプラザ施設保守整備事業費や未利用公共施設活用事業費等に充当していますが、事業費が確定したため減額補正するものであります。

次に、その下の段の21款4項4目2節雑入は、補正額4,088万7,000円の減額であります。説明欄の地方公共団体情報システム機構補助金等（デジタル推進課）につきましては、国の進める標準標準システムへの移行について、移行時期を変更する必要性が生じ、不用額が発生したため減額補正するものであります。

次の北部健康福祉センター電気料等（西方地域づくり推進課）につきましては、西方総合支所庁舎管理費の光熱水費が当初想定を下回り、北部健康福祉センターの指定管理者から徴収する負担分の減が見込まれるため、減額補正するものであります。

次の大会参加者負担金等（スポーツ課）につきましては、総合型地域スポーツクラブ自立支援事業補助金について、交付対象団体から交付申請が行われなかったため、減額補正するものであります。

次に、64ページ、65ページをお開きください。1つ飛びまして、次の消防団員福祉共済事務費等（消防総務課）につきましては、財源として見込んでいる消防団員安全装備品整備等助成事業助成金について、当初見込みを下回ったため、減額補正するものであります。

次に、22款1項市債であります。市債につきましては、説明欄にありますように市債の種類ごとに細かく分類され、数も多くございます。そのため各項目の説明内容を追加資料として別紙にまとめさせていただきまして、恐れ入りますが、お手元のタブレットにあります令和6年度一般会計補正予算（第10号）22款1項市債資料という資料も併せて御覧ください。

市債につきましては、予算書64ページ、65ページの2目1節児童福祉債から、次の66ページ、67ページの8目4節中学校債まで、説明欄で27項目ございますが、合計で2億6,770万円を増額補正させていただきたいというものであります。各項目の説明につきましては、追加資料に記載のとおり、国の補正予算に対応する事業費の増も含め、各事業費の増減や財源の変更等により補正させていただくものとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で歳入の所管関係部分についての説明を終了いたします。

引き続き歳出の所管関係部分について説明をさせていただきますので、68ページ、69ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額1,800万円の増額であります。説明欄の職員人件費につきましては、当初見込んでいた時間外勤務手当に不足が生じる等のため補正するものであります。なお、次ページ以降の各科目における職員人件費につきましても、同様の理由により補正するものでありますので、以降の説明につきましては省略させていただきます。

次に、2目文書広報費は、補正額102万5,000円の増額であります。説明欄のマスコットキャラクター応援基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金による寄附額が当初見込みを上回るため、増額補正するものであります。

次に、3目財政管理費は、補正額2億5,222万4,000円の増額であります。説明欄の減債基金積立金につきましては、本年度の普通交付税の算定において臨時財政対策債償還基金費が措置されたため、増額補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額8億468万8,000円の増額であります。説明欄の未利用公共施設活用事業費につきましては、旧大平子どもセンターの解体工事の完了に伴い不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次の、公共施設等整備基金積立金につきましては、土地売却収入等が見込まれるため、また市有施設の老朽化により大規模改修工事等の増加が見込まれ、その財源を確保するため、増額補正するものであります。

次の大澤基金積立金につきましては、基金に属する東京都大田区地内の土地の売却が発生したため、増額補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額2億5,763万7,000万円の増額であります。説明欄のさくら基金積立

金、次の小平浪平顕彰基金積立金及びその次のふるさと応援基金積立金につきましては、各基金のふるさと応援寄附金による寄附額が当初見込みを上回るため、増額補正するものであります。

次の企業版ふるさと応援基金積立金につきましては、企業版ふるさと応援寄附金について、複数年にわたる事業に活用するため寄附金を積み立てる必要があることから、増額補正するものであります。

次のマイナンバーカード普及事業費につきましては、個別出張申請受付業務委託において入札による執行残が発生し、不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、7目支所及び出張所費は、補正額404万4,000円の減額であります。説明欄の西方総合支所庁舎管理費につきましては、光熱水費において不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、10目情報システム管理費は、補正額1,152万2,000円の減額であります。説明欄の情報端末管理費、次の基幹系システム管理費、及びその次の情報系サーバ管理費につきましては、事業内容の見直し及び入札に伴う執行残などにより不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、11目地域づくり費は、補正額324万4,000円の減額であります。説明欄の定住促進支援事業費につきましては、とちぎで暮らすI J U支援補助金や東京都通勤者支援補助金について、当初想定を下回る見込みであるため、減額補正するものであります。

次のコウノトリ生息地環境整備基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金による寄附額が当初見込みを上回るため、増額補正するものであります。

次に、13目公民館費は、補正額1,007万円の減額であります。説明欄の会計年度任用職員共済費につきましては、今後支出する見込みがない共済費を減額補正するものであります。

なお、次ページ以降の各科目における会計年度任用職員共済費につきましても、同様の理由により補正するものでありますので、以降の説明につきましては省略させていただきます。

次の大平公民館管理運営費及びその次の藤岡公民館管理運営費につきましては、大平及び藤岡地域の各公民館の光熱水費において不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、70ページ、71ページをお開きください。14目体育費は、補正額693万円の増額であります。説明欄のスポーツ団体補助金につきましては、総合型地域スポーツクラブ自立支援事業補助金について、交付対象団体から交付申請が行われなかったことにより不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次のスポーツ振興基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金による寄附額が当初見込みを上回るため、増額補正するものであります。

次に、15目体育施設費は、補正額435万円の減額であります。説明欄の藤岡総合体育館管理費につきましては、光熱水費において不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次の藤岡総合体育館P C B廃棄物処理事業費につきましては、処分業務が完了し不用額が見込ま

れるため、減額補正するものであります。

次の体育施設共通管理費（都賀）につきましては、都賀市民運動場夜間照明改修事業が完了し不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、16目諸費は、補正額 2 億3,150万2,000円の減額であります。説明欄の物価高騰対応臨時給付金支給事業費につきましては、支給事務が完了し、不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次の市民協働まちづくりファンド積立金につきましては、ふるさと応援寄附金による寄附額が当初見込みを上回るため、増額補正するものであります。

次に、72ページ、73ページをお開きください。2款2項2目賦課徴収費は、補正額264万1,000円の減額であります。説明欄の地方税共通納税システム事業費につきましては、納付取扱手数料の額が確定し、不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、少し飛びまして、76ページ、77ページをお開きください。2款4項3目栃木県知事選挙費は、補正額1,370万円の減額であります。説明欄の県知事選挙費につきましては、県知事選挙の執行が完了し、不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、4目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費は、補正額2,139万8,000円の減額であります。説明欄の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費につきましては、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行が完了し、不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、少し飛びまして、100ページ、101ページをお開きください。3つ目の8款4項3目下水道費は、補正額1,229万7,000円の減額であります。説明欄の下水道事業会計補助金につきましては、額の確定により不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、少し飛びまして、104ページ、105ページをお開きください。1つ飛びまして、9款1項2目非常備消防費は、補正額2,371万5,000円の減額であります。説明欄の消防団員装備品整備事業費につきましては、財源として見込んでいた消防団員安全装備品整備等助成事業助成金について、当初見込みを下回ったことにより減額補正するものであります。

次の消防団員人件費につきましては、出動回数が当初想定を下回る見込みとなったため、減額補正するものであります。

次に、3目消防施設費は、補正額1,660万円の減額であります。説明欄の消防ポンプ自動車等購入事業費及び消防庁舎整備事業費につきましては、購入事業及び庁舎解体工事の完了により不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次の消防基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金による寄附額が当初見込みを上回るため、増額補正するものであります。

次の北部分署整備事業費及びその次の高規格救急自動車購入事業費につきましては、事業の実施

時期の見直し及び入札に伴う執行残等により不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、少し飛びまして、112ページ、113ページをお開きください。2つ飛びまして、10款4項3目文化財保護費は、補正額505万5,000円の増額であります。説明欄の伝建地区拠点施設整備事業費につきましては煙突等の設計費であります。国の都市再生整備計画に位置づけたことにより今年度の実施を見送ることとしたため、減額補正するものであります。

次に、114ページ、115ページをお開きください。12款1項1目元金は、補正額500万円の減額であります。説明欄の市債償還元金につきましては、不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、2目利子は、補正額3,200万円の減額であります。説明欄の市債償還利子につきましては、不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

以上をもちまして、令和6年度栃木市一般会計補正予算（第10号）に係る所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） ご説明ありがとうございました。

71ページになります。藤岡総合体育館PCB廃棄物処理事業費、減額補正されておるのですが、令和6年度の当初予算では361万5,000円が計上されていて、変電設備の更新工事が316万8,000円というところでありました。先ほどのご説明では、PCBの廃棄は終わったということでございますけれども、変電設備の更新工事は行われたのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 安塚藤岡地域づくり推進課長。

○藤岡地域づくり推進課長（安塚欣也君） お答え申し上げます。

変電設備の更新工事のほうは完了しております。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第15号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（小平啓佑君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告書の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時44分）